

令和4年三重県議会定例会

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会 提出資料

◎議案事項

職員の定年引き上げにかかる条例改正概要	1
1 議案第87号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案について	2
2 議案第82号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例案について	4
3 議案第83号 職員の高齢者部分休業に関する条例案について	5

◎所管事項

1 「令和4年版県政レポート（案）」について（総務部関係分）	6
2 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」 最終案について（総務部関係分）	14
3 人口減少対策に係る提案の募集について	19
4 令和3年度県税収入状況について	22
5 法人課税業務の集約化について	24
6 自動車税種別割の納期内納付率について	26
7 審議会等の審議状況について	29

令和4年6月23日
総務部

職員の定年引上げにかかる条例改正概要

1 趣旨

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展をふまえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、地方公務員法の改正等に基づき、令和5年4月1日から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制等を導入します。また、60歳を超える職員に係る給与及び退職手当に関する措置等に係る規定を整備します。

さらに、定年の引上げに伴い、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるため、高齢者部分休業制度を導入します。

2 制定・改定する議案条例案一覧

制定・改定する議案条例案	主な内容
議案第87号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案	1 定年の引上げ 2 管理監督職勤務上限年齢制の制定 3 定年前再任用短時間勤務制の制定
議案第82号 職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例案	4 地方公務員法改正に伴う文言等の整理 5 職員の再任用に関する条例の廃止
議案第83号 職員の高齢者部分休業に関する条例案	6 高齢者部分休業制度の制定
議案第85号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	7 紙料月額7割措置の規定
議案第86号 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案	8 退職手当の特例措置の規定

◎議案事項

議案第87号

1 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に係る規定等を整備するものです。

2 改正内容

- (1) 職員の定年を2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、現行の60歳から65歳に改めます。
- (2) 改正地方公務員法において、管理監督職勤務上限年齢に達している職員は、管理監督職以外の職に異動させることが定められています。本条例においては、対象となる管理監督職を規定するとともに、管理監督職勤務上限年齢を60歳と定めます。
- (3) 60歳以上で定年前に退職する職員について、選考のうえ短時間勤務の職に採用できる旨を規定します。
- (4) 現行の再任用制度は廃止しますが、定年引上げ期間においては、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）を措置します。
- (5) その他規定を整備します。

3 実施期日

令和5年4月1日（一部公布の日）から施行します。

生年月日	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
S32.4.2 ～S33.4.1	65 再任用											
S33.4.2 ～S34.4.1	64 再任用	65 暫再										
S34.4.2 ～S35.4.1	63 再任用	64 暫再	65 暫再									
S35.4.2 ～S36.4.1	62 再任用	63 暫再	64 暫再	65 暫再								
S36.4.2 ～S37.4.1	61 再任用	62 暫再	63 暫再	64 暫再	65 暫再							
S37.4.2 ～S38.4.1	60 定年退職	61 暫再	62 暫再	63 暫再	64 暫再	65 暫再						
S38.4.2 ～S39.4.1	59	60	61 定年退職	62 暫再	63 暫再	64 暫再	65 暫再					
S39.4.2 ～S40.4.1	58	59	60	61	62 定年退職	63 暫再	64 暫再	65 暫再				
S40.4.2 ～S41.4.1	57	58	59	60	61	62 定年退職	63	64 暫再	65 暫再			
S41.4.2 ～S42.4.1	56	正規職員か、 定年前再任用短時間勤務職員を選択				61	62	63	64 定年退職	65 暫再		
S42.4.2 ～S43.4.1	55					60	61	62	63	64 定年退職	65 定年退職	
S43.4.2 ～S44.4.1	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65 定年退職

議案第82号

2 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例案について

1 制定理由

地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後の関係条例の規定を整備するものです。

2 制定内容

(1) 次に掲げる条例において、再任用職員の規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定を加える等の整備を行います。

- ① 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例
- ② 職員の育児休業等に関する条例
- ③ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ④ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ⑤ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- ⑥ 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ⑦ 職員の配偶者同行休業に関する条例

(2) 職員の再任用に関する条例を廃止します。

3 実施期日

令和5年4月1日

議案第83号

3 職員の高齢者部分休業に関する条例案について

1 制定理由

地方公務員法第26条の3第1項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものです。

2 制定内容

(1) 高齢者部分休業の承認

- ・職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で任命権者が定める時間を上限として承認することができます。
- ・高齢者部分休業は、60歳以上の職員が申請することができます。

(2) 給与の減額

高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合、その勤務しない時間に応じ、給与を減額します。

(3) 退職手当の取扱い

高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった場合、その勤務しなかった期間の二分の一に相当する期間を、退職手当の算定に係る在職期間から除算します。

(4) その他規定を整備します。

3 実施期日

令和5年4月1日（一部公布の日）から施行します。

◎所管事項

1 「令和4年版県政レポート（案）」について（総務部関係分）

行政運営2 行財政改革の推進による県行政の自立運営

【主担当部局：総務部】

めざす姿

県民の皆さんからの信頼回復と、「挑戦する風土・学習する組織」への取組がさらに進み、高い意欲と能力を持つとともにコンプライアンス意識が向上した職員が育ち、日本一、幸福が実感できる三重、働きやすい県庁となっています。

評価結果をふまえた施策の進展度

進展度	B （ある程度進んだ）
*	

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

「挑戦する風土・学習する組織」づくりや、「スマート自治体へのチャレンジ」等に取り組んだ結果、「主指標」については目標を達成できました。

主指標

目標項目	令和元年度 現状値	2年度		3年度	
		目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	
行財政改革取組の達成割合	—	28.0%	42.0%		1.00
	—	28.0%	42.0%		

目標項目の説明

目標項目の説明	「第三次三重県行財政改革取組」における全ての具体的取組のうち、達成した取組の割合
---------	--

目標項目	現状値	令和元年度	2年度	3年度	目標達成 状況
		目標値	実績値	目標値	
事務改善取組の実践（「MIE職員力アワード」への応募）		86.0%	88.0%	0.79	
	84.9%	74.9%	69.5%		
「コンプライアンス」の徹底に取り組んだ所属（知事部局等、教育委員会、警察本部）の割合		100%	100%	1.00	
	—	100%	100%		

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	799	723	685
概算人件費		865	854
(配置人員)		(95人)	(93人)

令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「第三次三重県行財政改革取組」の進行管理を行うとともに、半期ごとにその状況をとりまとめ、公表を行いました。令和3年度の取組については計画どおり進捗しましたが、引き続き県政運営の諸課題や多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い県民サービスを提供できるよう、行財政改革を進めていきます。
- ②ワーク・ライフ・マネジメントの推進において、新型コロナウイルス感染防止対策にかかる業務等が増加する中、所属長と職員との対話を進め、業務の平準化、業務の見直し等に取り組みました。引き続き、職員一人ひとりが「ワーク」と「ライフ」を自身でコントロールできる状態をめざし、取り組んでいく必要があります。
- ③「三重県職員人づくり基本方針」にもとづき、コロナ禍における職員研修、勤務制度の見直し等の取組を進めました。また、「県職員育成支援のための人事評価制度」等の適切かつ円滑な運用を進め、職員の意欲・能力の向上と組織力の向上に努めました。今後も引き続き、人材育成を進めるとともに、評価制度等を適切かつ円滑に運用していく必要があります。なお、職員の定年の引き上げについては、円滑に実施できるよう準備を進めていく必要があります。
- ④職員のコンプライアンス意識向上のため、各所属でコンプライアンス・ミーティングを実施するとともに、事務の適正な執行の確保に向けて、内部統制制度を運用しました。県民の皆さんからの信頼を高めていくため、引き続きコンプライアンスの推進に取り組むとともに、内部統制制度についても、実効性のある取組となるよう運用していく必要があります。

【みえ元気プランの関連する取組】

行政運営2：県民の皆さんから信頼される県行政の推進

【主担当部局：総務部】

現状と課題

- ①「第三次三重県行財政改革取組」に基づき取組を進めてきた結果、概ね計画どおり進捗しました。今後も引き続き行財政改革の着実な推進に取り組んでいく必要があります。
- ②県政の諸課題に的確に対応できるよう、必要な組織体制を整備しました。今後も引き続き、限られた経営資源の中でも、より一層効率的・効果的な組織体制を整備していく必要があります。また、新型コロナウイルス感染防止対策に係る業務等が増加する中、所属長と職員との対話を進め、業務の平準化、業務の見直し等に取り組みました。引き続き、職員一人ひとりが「ライフ」と「ワーク」を自身でコントロールできる状態をめざし取り組んでいく必要があります。
- ③「三重県職員人づくり基本方針（令和2年3月改定）」にもとづき、コロナ禍における職員研修、勤務制度の見直し等の取組を進めました。引き続き、同方針に基づき人材育成を進めます。また、「県職員育成支援のための人事評価制度」等の適切かつ円滑な運用を進め、職員の意欲・能力の向上と組織力の向上に努めました。今後も引き続き、制度を適切かつ円滑に運用していく必要があります。
- ④コンプライアンス意識の向上のため、各所属においてコンプライアンス・ミーティングを実施するとともに、適正な業務執行のために内部統制制度を運用しました。今後も、県民の皆さんからの信頼を高めていくため、コンプライアンスの推進に取り組む必要があります。
- ⑤三重県公文書等管理条例（令和2年4月施行）の適切な運用により、公文書の適正管理の徹底に取り組みました。今後も引き続き、公文書の適正管理について職員の意識を高めるための研修の実施等に取り組んでいく必要があります。
- ⑥一定以上の時間外労働を行った職員に対し、面接指導を行うことにより、健康障害の防止に取り組みました。また、ストレスチェック制度を円滑に運用し、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、セルフケア研修の実施や復職支援・相談支援を行いました。引き続き、健康課題への対応や過重労働対策、メンタルヘルス対策に取り組んでいく必要があります。
- ⑦危機発生を未然に防止する事前対策を行うとともに、危機発生時において、迅速かつ的確な対応が行えるよう、引き続き職員の危機管理意識の徹底や危機対応力を備えた人材育成を行っていく必要があります。

令和4年度の取組方向

総務部

- ①県民の皆さんから信頼される県行政を推進するため、引き続き行財政改革を効果的に進めていきます。
- ②より一層効率的・効果的な組織体制の整備を図るとともに、引き続き職員一人ひとりが主体的に「ライフ」と「ワーク」をコントロールできる状態をめざします。
- ③「三重県職員人づくり基本方針」に基づく人材育成を進めるとともに、「県職員育成支援のための人事評価制度」等の適切かつ円滑な運用により、引き続き職員の意欲・能力の向上と組織力の向上に取り組みます。
- ④県民の皆さんからの信頼を高めていくため、引き続きコンプライアンスの推進に取り組むとともに、内部統制制度について、実効性のある取組となるよう運用していきます。
- ⑤三重県公文書等管理条例の運用を通して、公文書の適正管理の徹底に取り組みます。
- ⑥職員の安全を確保し、こころと体の健康保持・増進を図るため、安全衛生管理に取り組みます。

防災対策部

- ⑦研修等を通じて、危機発生の未然防止や危機発生時等に的確な対応が行えるよう、引き続き職員の危機対応力の向上に取り組みます。

【主担当部局：総務部】

めざす姿

将来世代に負担を先送りすることなく持続可能な財政運営が行われ、県の政策が効果的に展開されています。

評価結果をふまえた施策の進展度	
進展度	B (ある程度進んだ)
*	

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

- これまでの財政の健全化に向けた取組の成果があらわれつつあり、「主指標」については目標を達成できましたが、引き続き社会保障関係経費が増加すると見込まれることなどから、今後も、県民の安全・安心の確保など喫緊の課題に的確に対応しつつ、経常的な支出の抑制と多様な財源の確保に取り組み、適正な予算編成等を推進する必要があります。

主指標

目標項目	令和元年度	2年度		3年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
経常収支適正度		99.7% (令和3年度当初予算)	99.5% (令和4年度当初予算)	
	99.8% (令和2年度当初予算)	99.3% (令和3年度当初予算)	99.2% (令和4年度当初予算)	1.00

目標項目の説明

目標項目 の説明	翌年度当初予算における経常的支出額を経常的収入額で除した率
-------------	-------------------------------

副指標

目標項目	現状値	令和元年度	2年度	3年度	目標達成 状況
		目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
県債残高		7,679 億円 (最終補正予算後)	7,659 億円 (最終補正予算後)	7,447 億円 (最終補正予算後)	1.00
	7,677 億円 (最終補正予算後)	7,570 億円 (最終補正予算後)	7,447 億円 (最終補正予算後)	7,447 億円 (最終補正予算後)	
県税徴収率		98.90%	98.95%	98.95%	0.99
	98.73%	97.94%	98.93%	98.93%	
新規歳入確保取組数（累計）		36 件	54 件	59 件	1.00
	18 件	41 件	59 件	59 件	

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	103,385	127,923	197,870
概算人件費		2,642	2,663
(配置人員)		(290 人)	(290 人)

令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- ①令和4年度当初予算については、県税収入や地方交付税の増に加え、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、県有地の売却などにより歳入の確保を図りつつ、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、県民の安全・安心を守るために取組などに予算を重点化する一方で、総人件費の抑制など経常的な支出の抑制に努めました。その結果、本県独自に定める財政指標である経常収支適正度は、99.2%となり、令和3年度当初予算に比べ0.1%改善しました。また、県債残高総額については4年ぶりに減少する見込みとなるとともに、県債管理基金については6年ぶりに所要額を満額積み立てることとしました。引き続き社会保障関係経費が増加すると見込まれることなどから、今後も持続可能な財政運営に向けた取組を進める必要があります。
- ②令和3年度については、クラウドファンディングの活用や、三重県民の森及び三重県上野森林公園などで新たにネーミングライツを導入するなど、歳入確保に努めました。また、未利用財産を活用した多様な歳入確保について、各所属が自己点検で把握した未利用財産を利活用計画にとりまとめて売却を進めました。今後も、多様な財源の確保の取組を続けていく必要があります。

③県税の高額滞納事案、自動車税種別割等、滞納整理については、収入未済額の縮減、徴収率の向上等の目標の達成に向け、早期財産調査に着手し、差押、捜索、公売等の滞納処分を実施したものの、徴収率の目標値には達しませんでした。一方、コンビニ及びMMK設置店（スーパー、ドラッグストア等）での納付、クレジットカード納付、スマートフォン決済アプリによる納付の利用促進並びに滞納整理の徹底を図ってきたことにより、自動車税種別割の納期内納付率は件数ベースで 87.3%、税額ベースで 86.4%となり 17 年連続で上昇しました。今後もスマートフォン決済アプリ等によるキャッシュレス決済の普及に向けて県民の皆さんに周知を図るとともに、徴税コストも考慮しつつ、デジタル技術を活用した納税環境の整備を進める必要があります。個人住民税の特別徴収促進取組については、特別徴収義務者の指定の徹底により、給与所得者の特別徴収割合が 90.4%と前年を上回る結果となりました。ただし、その伸び率は近年頭打ちとなっていることから、さらなる個人住民税の徴収対策の推進を図るため、引き続き市町と設置している個人住民税に関する課題検討会等による連携、各県税事務所に設置した市町支援窓口の取組を継続していきます。令和 4 年度からは、三重地方税管理回収機構への県の支援拡充による強化策により、市町、三重地方税管理回収機構と連携して個人住民税の徴収対策を推進します。また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な方に対しては、納税の猶予制度を適用するなど、納税者の状況に応じた対応を行いました。

【みえ元気プランの関連する取組】

行政運営 3：持続可能な財政運営の推進

行政運営3 持続可能な財政運営の推進

【主担当部局：総務部】

現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、状況変化に応じて、累次にわたる補正予算を編成し、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする諸課題に迅速かつ適切に対応してきましたが、引き続き公債費が高水準にあることや社会保障関係経費の増加が見込まれることなどから、今後も持続可能な財政運営を確保していく取組を進める必要があります。
- ②税収確保については、県内8県税事務所における財産調査や滞納処分の早期着手等滞納整理の徹底、市町支援窓口を通じた市町と連携した取組等により、県税収入未済額の縮減に努めています。今後もさらに収入未済額を縮減していく必要があることから、市町や三重地方税管理回収機構と連携した個人住民税徴収対策の強化に取り組むとともに、引き続き、県民の皆さんのが納税しやすい環境の整備を推進する必要があります。
- ③「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく具体的な取組を進めるため、各部局と情報共有等を行いました。県庁舎等において、引き続き各庁舎管理者による点検や修繕履歴の蓄積を行うメンテナンスサイクルを実施することによって、庁舎の長寿命化を図っていく必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題に、県民の安全・安心の確保など喫緊の課題に対応しつつ、経常的な支出の抑制と多様な財源の確保に取り組み、持続可能な財政運営を推進します。
- ②県税の滞納整理については、早期調査に着手し、差押、搜索、公売等を含めた滞納処分を進めるとともに、市町や三重地方税管理回収機構と連携して個人住民税の徴収対策を推進します。また、スマートフォン決済アプリによる納付など、引き続き納税環境の整備を推進することで、税収確保に取り組みます。
- ③「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく取組を進め、県庁舎等について、引き続きメンテナンスサイクルを実施することで、庁舎の長寿命化を図ります。

2 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」最終案について（総務部関係分）

行政運営2 県民の皆さんから信頼される県行政の推進

行政運営の目標

- 多様な働き方の実現や何事にも挑戦する人材育成等を進めることにより、働き方改革がさらに進み、新たな行政課題や災害等に迅速かつ的確に対応し、質の高い県民サービスが提供されています。また、コンプライアンス意識がさらに向上した職員が育ち、県民から信頼される県庁となっています。

現状と課題

- 本県を取り巻く社会経済環境の変化による新たな行政課題や災害、多様化する県民ニーズ等に、迅速かつ的確に対応していくことが求められています。限られた人員、財源で、質の高い県民サービスを将来にわたり、効果的・効率的に提供していくため、DXの推進による業務の生産性の向上や職員一人ひとりの能力が最大限に発揮できる働き方改革、コンプライアンスの推進など、行財政改革に取り組み、県民の皆さんから信頼される県行政を推進していく必要があります。
- VUCA の時代（※）の今、県民の皆さんの中の声を聴き、未来を切り開くため積極果敢に挑戦する人材育成を進める必要があります。また、柔軟な働き方が進む中で、多様な職員間の対話を活発にし、知恵を出し合いながら働きやすい職場や仕組みづくりに一層取り組み、県民サービスの向上につなげていく必要があります。
- 危機の発生を未然に防止するとともに、危機発生時には迅速かつ的確な対応により、被害を最小限に抑えるため、引き続き、危機の未然防止の実効性を高めるとともに、危機発生時の対応への備えを進める必要があります。
- 職員が心身ともに健康で、職場においてその能力を十分に発揮することが求められているため、職員自身のこころと体の健康への関心を喚起し、セルフケアに対する意識の向上を図る必要があります。

※V（Volatility：変動性）、U（Uncertainty：不確定性）、C（Complexity：複雑性）、A（Ambiguity：曖昧性）の頭文字をとったもの。社会やビジネスにとって未来の予測が難しくなる状況。

行政運営2 県民の皆さんから信頼される県行政の推進 主担当部局：総務部

取組方向

■ 基本事業1：県民の皆さんに成果を届けるための仕事の進め方改革の推進

行財政改革を進め、改善・改革が意欲的に行われる組織づくりに取り組むとともに、デジタル技術を活用した業務の効率化など仕事の進め方の見直しを進めます。また、職員一人ひとりの「ライフ」と「ワーク」の高度な両立を実現させるために、ライフ・ワーク・マネジメントを推進します。あわせて、県政を取り巻く危機に適切かつ確実に対応するため、職員の危機意識の向上を図るとともに、危機対応力の向上に向けた取組を進めます。

■ 基本事業2：県民の皆さんからの信頼をより高めるコンプライアンスの推進

県民の皆さんからの信頼をより高めていくため、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図るとともに、組織として的確に業務を進めるための仕組みを確立するなど、コンプライアンスの推進に取り組みます。

■ 基本事業3：人材育成の推進

時代の変化に的確に対応し、何事にも挑戦する人材の育成や、多様な職員が働きやすい職場や仕組みづくりを進めるとともに、職員のこころと体の健康保持・増進に努めます。

KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
行財政改革として進める取組の達成割合	—	100%	行政運営(2、3、6)のKPIのうち、行財政改革の取組を適切に把握できる項目の達成割合
「コンプライアンスの徹底」に取り組んだ所属の割合	100%	100%	所属ごとに設定したコンプライアンスの徹底に向けた取組を実施した所属の割合
職員の人材育成・働きやすい職場実感度	75.4%	75.4%以上	職員満足度アンケートのうち人材育成および働きやすい職場をあらわす項目において、「そう思う」または「やや思う」と回答した職員の割合

行政運営3 持続可能な財政運営の推進

行政運営の目標

- 適正な予算編成と、税収確保対策や県有財産の有効活用といった取組を通じて、持続可能な財政運営のもとで、「みえ元気プラン」の施策が効果的に展開されています。

現状と課題

- 県財政は、県債残高や総人件費の抑制など財政健全化の取組を進めてきた結果、経常収支比率が改善を続けるなど、成果が着実に表れつつあります。しかしながら、今後も社会保障関係経費の増加が見込まれることなどから、引き続き、県民の安全・安心の確保など喫緊の課題に的確に対応しつつ、持続可能な財政運営の確保に向けて取り組む必要があります。
- 税収確保対策については、市町と連携した市町支援窓口の取組や県税事務所において滞納整理を徹底してきた結果、県税収入未済額の縮減、徴収率の向上等の成果をあげています。今後も一層の税収確保対策を進める必要があることから、市町や三重地方税管理回収機構と連携した個人住民税徴収対策の強化に取り組むとともに、引き続き県民の皆さんのが納税しやすい環境の整備など、効果的な取組を行う必要があります。
- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、県有財産の有効活用や未利用財産の売却等による歳入確保に一層取り組む必要があるとともに、引き続き公共施設等の適切な質と量の確保に取り組む必要があります。

行政運営3 持続可能な財政運営の推進 主担当部局：総務部

取組方向

■ 基本事業1：身の丈に合った予算の編成

持続可能な財政運営をめざして、県民の安全・安心の確保など喫緊の課題に的確に対応しつつも過度に県債に依存することのないよう、経常的な支出規模が経常的な収入規模に見合う適正な予算編成に努めます。

■ 基本事業2：公平・公正な税の執行と税収の確保

納税者および特別徴収義務者が税に関する重要性の理解を深め、適正に自主申告・自主納税されるよう、公平で適正な賦課徴収を進めます。また、市町や三重地方税管理回収機構との連携をより一層強化し、滞納額の縮減を図るとともに、デジタル技術を活用した納税しやすい環境の整備に取り組みます。

■ 基本事業3：最適な資産管理と職場環境づくり

「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、県の公共施設について、未利用財産の売却や貸付、有料広告事業等の利活用を進めるとともに、予防保全的な維持管理による長寿命化や将来の見込み等を見据えた適切な配置と規模の確保に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
経常収支適正度	99.2% (4年度 当初予算)	99.0% (9年度 当初予算)	当初予算における経常的支出額を経常的収入額で除した率(数値が低いほど財政構造の弾力性があると判断されます。)
公債費負担割合	17.5% (4年度 当初予算)	17.5%以下 (9年度 当初予算)	当初予算における公債費(うち一般財源充当額)を一般財源総額で除した率(数値が低いほど財政構造の弾力性があると判断されます。)
県税徴収率	98.93%	99.10%	個人県民税を含む県税収入額を調定税額で除した率

行政運営のKPI

行政運営の取組ごとに設定した、「行政運営の目標」の達成度の把握に有効と考えられる定量的または定性的な指標の一覧です。

I 行政運営

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
行政運営2	行財政改革として進める取組の達成割合	行政運営（2、3、6）のKPIのうち、行財政改革の取組を適切に把握できる項目の達成割合	行財政改革取組を適切に把握できる複数の項目の達成割合を目標とすることで、取組の進捗状況を的確に把握できることから選定しました。	行財政改革として進めていく取組は、「強じんな美し国ビジョンみえ」の基本理念を実現するうえで、各年度とも目標の達成は必要と考え、100%に設定しました。	—	100%
行政運営2	「コンプライアンスの徹底」に取り組んだ所属の割合	所属ごとに設定したコンプライアンスの徹底に向けた取組を実施した所属の割合	県民の皆さんからの信頼をより高めるため、各所属がコンプライアンスの徹底を図る取組を進める必要があることから選定しました。	全ての所属でコンプライアンスの徹底に向けた取組を実施していく必要があることから、各年度それぞれ100%としました。	100%	100%
行政運営2	職員の人材育成・働きやすい職場実感度	職員満足度アンケートのうち人材育成および働きやすい職場をあらわす項目において、「そう思う」または「やや思う」と回答した職員の割合	職場の支え合いや、人材育成が進むことで、職員のパフォーマンスが上がり、県民サービスの向上に繋がることから選定しました。	職員満足度アンケートのうち人材育成及び働きやすい職場を表す項目において、「そう思う」又は「やや思う」と回答した職員の割合が、現状（75.4%）及び過去5年間の平均（75.4%）を上回ることを目標に設定しました。	75.4%	75.4%以上
行政運営3	経常収支適正度	当初予算における経常的支出額を経常的収入額で除した率（数値が低いほど財政構造の弾力性があると判断されます。）	臨時的な財政需要に対応できるよう、財政構造の弾力性を当初予算編成時点で評価する必要があることから選定しました。	経常収支比率が全国平均（東京都を除く）である95%程度となるよう、経常収支適正度を99.0%に設定しました。 ※経常収支比率は、経常収支適正度から4%程度下がる見込み。	99.2% (4年度当初予算)	99.0% (9年度当初予算)
行政運営3	公債費負担割合	当初予算における公債費（うち一般財源充当額）を一般財源総額で除した率（数値が低いほど財政構造の弾力性があると判断されます。）	過度に県債に依存することなく、毎年度の公債費負担に配慮した県債発行を行っていることを評価する必要があることから選定しました。	公債費負担割合が令和4年度当初予算時点（17.5%）を上回らないように、17.5%以下に設定しました。	17.5% (4年度当初予算)	17.5%以下 (9年度当初予算)
行政運営3	県税徴収率	個人県民税を含む県税収入額を調定税額で除した率	個人住民税の徴収対策を市町、地方税管理回収機構と連携して取り組んでいく成果指標となることから選定しました。	徴収率の全国順位が5位レベルを狙って到達する数値となることから設定しました。	98.93%	99.10%

3 人口減少対策に係る提案の募集について

県政を進めるにあたって広く意見を聴くことが大切であることから、令和5年度当初予算編成に向けて、募集テーマを「人口減少対策」とし、人口減少に伴う様々な課題の解決に挑み、三重の未来を切り開く提案・アイデアを広く募集します。

1 概要

(1) 募集テーマ

- ・三重県がさらに元気になるとともに、今後、将来世代も含めて、皆さんがますます幸せになり、笑顔で明るく安心・安全に暮らせる三重づくりを進めていくため、募集テーマを「人口減少対策」とします。
- ・上記テーマに基づき、各部局がそれぞれ解決につなげたいと考えている19の個別課題に関する提案を募集します。
- ・また、個別課題以外の自由提案に加え、人口減少に伴う課題に限らず、県政の様々な課題についても、自由提案が可能です。

(2) 応募要件及び応募方法

① 応募要件

- ・年齢・居住地（県内・県外）を問わず、どなたでも応募可能（グループも可）です。
ただし、県職員、県議会議員及び法人等は除きます。

② 応募方法

- ・三重県電子申請システムと電子メール、郵送等によります。

(3) 募集期間

- ・令和4年6月21日（火）から 令和4年8月12日（金）まで

（参考）審査及び事業の構築

- ・募集終了後、所管部局において提案の内容を審査し、事業構築を行います。
なお、提案の内容や趣旨を尊重しつつ、必要に応じて所管部局において修正・変更を行う場合があります。

2 今後のスケジュール

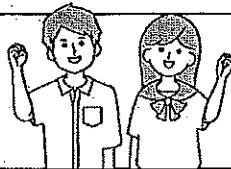
- ・6月21日～8月12日 提案・アイデアの募集
その後、所管部局において提案の審査・事業構築

人口減少の課題を解決する アイデアを募集します

三重県では、県政を進めるにあたって広く意見を聴くことが大切であることから、県が抱える人口減少の様々な課題に対する皆さんの提案・アイデアを募集します。

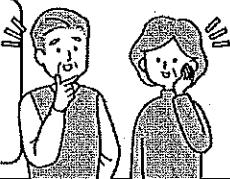
三重県がさらに元気になるとともに、今後、将来世代も含めて、皆さんがますます幸せになり、笑顔で明るく安心・安全に暮らせる三重づくりを進めていくため、人口減少に関する19の個別課題（裏面参照）を解決する提案・アイデアをお寄せください。また、個別課題以外の自由提案に加え、人口減少に伴う課題に限らず、県政の様々な課題について、自由に提案いただくことが可能です。

【募集テーマ】人口減少に伴う様々な課題の解決に挑み、
三重の未来を切り開く提案・アイデア



【募集期間】

令和4年6月21日（火）から 同年8月12日（金）まで



【応募資格】

年齢・居住地を問わずどなたでも応募可能

※三重県職員、三重県議会議員、法人、暴力団関係者は応募できません



【応募方法】

(1) 三重県電子申請システム

右記QRコードまたは下記URLから応募フォームへアクセスし、必要事項を入力のうえ応募してください。

<https://www.shinsei.pref.mie.lg.jp/uketsuke2/form.do?acs=idea2022>

(2) メールまたは郵送

応募様式に必要事項を記入のうえ、下記あて送付してください。

【メールの場合】zaisei@pref.mie.lg.jp

【郵送の場合】〒514-8570 三重県津市広明町13 三重県総務部財政課 予算班 あて

※応募様式は、下記URL先のページ下段「関連資料」欄からダウンロードできます。

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0007900147.htm>

※応募様式によらず、任意の様式に必要事項を記入のうえ提出いただくことも可能です。必要事項は、上記URL先のページでご確認ください。

※応募様式は、三重県の情報公開窓口でも配架しています。



※応募の際に入力いただいた個人情報は、三重県個人情報保護条例に基づいて適切に取り扱い、本事業に関連するご連絡及びご案内にのみ使用し、その他の目的・用途で使用することはありません。

【応募事業の要件】（詳細は実施要綱で規定しています）

- ・事業に要する費用は三重県が積算し、「事業あたりの想定事業費は概ね1,000万円以内となります。
- ・営利目的または特定の個人・団体のみが利益を受ける事業、政治活動や宗教活動等を目的とする事業、現金給付または施設整備のみを目的とする事業、公序良俗に反する事業、既存事業または過去に実施した事業と同一内容と認められる事業、応募要件を満たさない者による提案事業、その他、三重県が実施するに相応しくない事業は対象外となります。

【問い合わせ先】 三重県 総務部財政課 予算班

TEL:059-224-2216、FAX:059-224-2125、メールアドレス:zaisei@pref.mie.lg.jp

提案・アイデアを募集する項目

1	出会いの機会の創出	三重県では「みえ出逢いサポートセンター」を設置するほか、市町と連携して、地域における出会いの機会創出に取り組んでいます。人口減少が進行するなか、結婚の希望をかなえ、婚姻数を増加させることで、持続可能な地域づくりにつなげていくため、地域の特性に応じた出会い支援を行うアイデアを募集します。
2	男性の育児参画の推進	父親の家事・育児時間は母親の約6分の1にとどまるなど、育�児休業を取得しても積極的に育児を行わない「どちらだけ育休」などの課題があることから、男性の育児参画を当たり前にした地域や職場全体で理解を深め、父親、母親が協力して育児に取り組み、子育てしやすい三重となるよう、男性の育児参画を進めるアイデアを募集します。
3	子育て中の方がより利用しやすい公共インフラにするための方策	都市公園をはじめとする公共インフラでは、トイレにおむつ台を設置するなど、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいるところです。子どもや子育て中の方にとって、公共インフラがより利用しやすくなる利活用方法や、これらの整備状況等の情報が十分に行き届くような周知の手法に関するアイデアを募集します。
4	若年女性が三重で働きたいと思う魅力ある職場づくりの方策	内閣府の調査結果などによると、若年層の女性は就職にあたり魅力ある仕事内容を望み、活躍できる職場を求め、東京圏へ転出すると考えられるところから、若年女性が三重県で働きたい、働き続けたいと思う魅力ある職場づくりへの支援策のアイデアを募集します。
5	若年女性や子育て世代の女性が働きたいと思う企業のPR方法	三重県から県外への転出超過数は増加傾向にあり、うち約8割が若者、さらにそのうち約6割が女性となっており、流出の原因は進学・就職によるものと考えられます。これまでの情報発信の方法では情報が行き届いていなかった方々にも届くような手法による、女性が「ここで働きたい」と感じる企業のPR方法を募集します。
6	女性が働きやすい環境づくりに向けて、経営者層や男性の意識を変えていくための方策	女性が活躍できる働きやすい環境づくりやキャリアアップのためには、夫などの家族や、上司や男性社員など職場の理解・協力が重要であると認識している割合が、女性に比べて男性は低くなっています。男女間でギャップが発生していることから、女性にとって働きがいや魅力ある環境づくりに向けて、経営者層や男性等の意識を変えていくためのアイデアを募集します。
7	農林水産業における働く場の確保・創出に向けた収入確保や労働環境改善につながる方策	三重県の農林水産業従事者は、2030年には半減すると見込まれています。県内で農林水産業に従事する方の確保と定着、農山漁村の活性化を図るため、作業の省力化や生産性の向上、販売促進など、収入の確保や労働環境の改善に関するアイデアを募集します。
8	高校での地域産業を担う人材育成のためのキャリア教育推進	県内企業の理解を深める取組などを通じて、高校生が県内企業に就職して活躍できる方策や、県外に進学・就職しても将来的に三重に戻る方策など、三重を選び、地域の産業を担う人材を育成する教育方策のアイデアを募集します。
9	県外在住者が三重県への「U・Iターン就職」を身近に感じる効果的な“きっかけづくり”的手法	2022年卒業予定学生の地元就職希望割合が5年ぶりに増加するなど、U・Iターンをさらに推進する好機が到来しています。県外在住者が三重県の魅力を(再)発見し、三重県で働く動機づけを行うため、三重県へのU・Iターン就職を身近に感じ、または気軽に体験できる“きっかけづくり”的手法に関するアイデアを募集します。
10	移住希望者と地域の人々との交流促進	三重県では、移住希望者と先輩移住者や地域の方々との交流の場として「三重暮らし魅力発信サポートースタッフ」を立ち上げており、この取組をさらに充実させるため、スクエア内における継続的な交流つながるプラットフォームのアイデアを募集します。
11	地方移住等のための空き家の利活用促進策	空き家の増加は大きな社会問題となっていますが、空き家を有効に活用できれば、周辺の住環境の改善はもとより、空き家を活用した地方移住、二地域居住の取組など、地域の人口減少対策にもつながることから、地方移住や二地域居住などの受け皿として空き家の利活用を一層進めるPR方策のアイデアを募集します。
12	地域の若者がもっと地域コミュニティ活動に参画しやすくなる新しい方法	人口減少や少子・高齢化の進行により、暮らしの基盤である地域コミュニティ機能の維持が課題となっています。持続可能な地域コミュニティを実現するためには、若者の力を生かすことが求められており、自治体等の既存組織に、「関わらず」今後、地域の若者がもっと地域コミュニティ活動に参画してもいいやすくなる新たな方策のアイデアを募集します。
13	「三重県南部地域※」に関心を持つ人びとの「助けたい」と、三重県南部地域の「困っている」をマッチングして地域活力向上へ！	様々な課題を抱える三重県南部地域で地域活力を向上するためには、「南部地域に関心を持ち、地域に多様に関わる人びと」(関係人口)の力を借りていく必要があります。地域に関わり、地域を「助けたい」と考える関係人口が「困っている」地域と関わりを深め、主体的に地域づくりに取り組む人びと(活動人口)となっていく未来が見込めるようなマッチング手法のアイデアを募集します。
14	県内ものづくり企業等の競争力強化に向けたDXの効果的な活用支援策	県内の「づくり」企業等が、人口減少やガーボンコートフル化・エネルギー・高齢など社会経済情勢等に対応しつつ、引き続き競争力を維持・強化していくため、生産性向上につながるデジタル・ラジオ・メーション(DX)に関する取組が必要であることからDXの効果的な活用につながる支援の方法についてのアイデアを募集します。
15	大都市圏等での効果的な県産品PRの手法	大阪・関西万博開催やリニア中央新幹線(東京・名古屋間)開業予定などを三重県への注目が高まる好機と捉え、大都市圏等で県産品の販売促進を強化していくため、新型コロナ感染状況の影響を受けにくく、かつ、消費者のニーズや行動を踏まえた効果的なプロモーション手法に関するアイデアを募集します。
16	三重県ならではの持続可能な観光地づくり	持続可能な観光地づくりに向けて、何度も訪れてくれるリピーターの創出、地域の特色を生かした観光コンテンツの整備・磨き上げ、滞在日数や滞在時間の延長につながる効果的な情報発信、「食」の魅力を活かした総合的な取組、観光防災の取組など、地域の総合力を發揮した三重県ならではの観光振興のアプローチを募集します。
17	祭り等の無形民俗文化財の保存・継承対策	少子高齢化や地域コミュニティの希薄化により、祭り等無形民俗文化財の担い手が減少し、その保存・継承が困難となっていることから、将来にわたり、県内の祭り等無形民俗文化財を保存・継承していくため、新たな仕組みを構築するアイデアを募集します。
18	特殊詐欺から高齢者を守る取組	住むよい三重県であるためには、各種犯罪を未然に防止する取組が不可欠です。特に高齢者を狙った特殊詐欺の発生は後を絶たずでの要因は、高齢者が自宅の固定電話で犯人から直接電話を受けるためと考えられます。高齢者が地域で安心して生活を送るため、犯罪を減少させる効果的なアイデアを募集します。
19	外国人住民とのコミュニケーションの円滑化に向けた取組	地域の日本人住民と外国人住民の共生には、外国人住民が事件・事故等の際の各種手続等を円滑に行え、必要な情報を容易に入手できる環境が必要です。現在は、通訳可能な警察官が対応しているものの、その人材確保は喫緊の課題であることから、外国人住民とのさらなるコミュニケーション円滑化を図るアイデアを募集します。
20	その他自由提案	上記の個別課題以外で、皆さんが考える、人口減少に関する課題とその解決策となる提案・アイデアについて、自由に記載してください。また、人口減少に限らず、県政の様々な課題についても自由に記載してください。

* 三重県南部地域とは、伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の5市8町を指します。

4 令和3年度県税収入状況について

令和3年度の県税収入額は、出納閉鎖日である5月31日現在で約2,679億3,800万円となっており、最終補正後予算額2,573億800万円を約106億3,000万円（対予算収入割合104.1%）上回るものとなっています。

県税収入額を前年度決算額と比較すると、個人県民税が、株式等譲渡所得割の増加等により、約9億3,000万円、法人県民税・事業税の法人二税が約68億5,200万円、地方消費税が約81億3,400万円、軽油引取税が約6億9,100万円の增收となっており、県税全体としては、約162億5,100万円の增收となっています。

また、県税収入計に、特別法人事業譲与税を含めると約191億400万円の增收となります。

なお、収入未済額については、約27億4,200万円と前年度から約23億6,800万円減少（対前年度決算比53.7%）しています。

令和3年度（出納閉鎖日現在）県税収入状況

（単位：百万円、%）

	県税収入 最終予算額 A	県税収入額 B	最終予算額 との比較 B-A	対予算 収入割合 B/A×100	前年度決算額 との比較 (106.9)	対前年度 決算比 (106.5)	収入 未済額
県税計 (特別法人事業譲与税を含む)	257,308 (285,999)	267,938 (296,634)	10,630 (10,635)	104.1 (103.7)	16,251 (19,104)	106.5 (106.9)	2,742
うち、個人県民税	72,162	73,286	1,124	101.6	930	101.3	2,074
うち、法人二税	57,593	64,205	6,612	111.5	6,852	111.9	71
うち、地方消費税	66,722	69,066	2,344	103.5	8,134	113.3	0
うち、軽油引取税	21,099	21,112	13	100.1	691	103.4	385
特別法人事業譲与税	28,691	28,696	5	100.0	2,853	111.0	0

【参考】令和2年度（出納閉鎖日現在）県税収入状況

（単位：百万円、%）

	県税収入 最終予算額 A	県税収入額 B	最終予算額 との比較 B-A	対予算 収入割合 B/A×100	前年度決算額 との比較 (97.9)	対前年度 決算比 (99.0)	収入 未済額
県税計 (特別法人事業譲与税を含む)	246,567 (272,424)	251,687 (277,530)	5,120 (5,106)	102.1 (101.9)	△2,583 (△5,828)	99.0 (97.9)	5,110
うち、個人県民税	72,139	72,356	217	100.3	1,180	101.7	2,285
うち、法人二税	55,975	57,353	1,378	102.5	△4,900	92.1	2,145
うち、地方消費税	58,425	60,932	2,507	104.3	4,259	107.5	0
うち、軽油引取税	20,023	20,421	398	102.0	△1,051	95.1	353
特別法人事業譲与税	25,857	25,843	△14	99.9	△3,245	88.8	0

令和3年度県税収入状況 出納閉鎖日(5月31日)現在

(単位:百万円、%)

税目	県税収入 最終予算額 A	県税収入額 B	最終予算額 との比較 B-A	対予算 収入割合 B/A×100	前年度決算額 との比較	対前年度 決算比	収入未済額
個人県民税	72,162	73,286	1,124	101.6	930	101.3	2,074
法人県民税	4,687	5,505	818	117.5	△ 309	94.7	17
県民税利子割	469	330	△ 139	70.4	△ 148	69.0	0
個人事業税	2,055	2,641	586	128.5	112	104.4	63
法人事業税	52,906 (81,597)	58,700 (87,396)	5,794 (5,799)	111.0 (107.1)	7,161 (10,014)	113.9 (112.9)	54 (54)
地方消費税	66,722	69,066	2,344	103.5	8,134	113.3	0
不動産取得税	4,017	4,355	338	108.4	△ 297	93.6	46
県たばこ税	1,899	1,966	67	103.5	120	106.5	0
ゴルフ場利用税	1,684	1,705	21	101.2	131	108.3	13
自動車税	29,157	28,764	△ 393	98.7	△ 200	99.3	88
鉱区税	3	3	△ 0	95.6	0	100.0	0
自動車取得税	0	0	0	#DIV/0!	0	100.0	0
軽油引取税	21,099	21,112	13	100.1	691	103.4	385
狩猟税	19	20	1	105.3	△ 1	96.0	0
産業廃棄物税	429	485	56	113.1	△ 72	87.0	0
県税計	257,308 (285,999)	267,938 (296,634)	10,630 (10,635)	104.1 (103.7)	16,251 (19,104)	106.5 (106.9)	2,742 (2,742)

県税決算額の推移(出納閉鎖日現在)

(単位:百万円、%)

	決算額	対前年比
令和3年度	267,938 (296,634)	106.5 (106.9)
令和2年度	251,687 (277,530)	105.4 (104.7)
令和元年度	254,270 (283,358)	95.6 (95.8)

徴収状況(県税計)の推移(出納閉鎖日現在)

(単位:%)

	現年度分 徴収率	対前年比	滞納緩越分 徴収率	対前年比	徴収率	対前年比	全国順位
令和3年度	99.59	0.94	56.70	17.57	98.93	0.99	8月頃確定
令和2年度	98.65	△ 0.81	39.13	1.31	97.94	△ 0.79	42位
令和元年度	99.46	△ 0.07	37.82	△ 1.49	98.73	△ 0.07	27位

収入未済額(県税計)の推移(出納閉鎖日現在)

(単位:百万円、%)

	現年度分 収入未済額	対前年差額	滞納緩越分 収入未済額	対前年差額	収入未済額	対前年差額	計 対前年比
令和3年度	1,092	△ 2,327	1,650	△ 41	2,742	△ 2,368	△ 46.3
令和2年度	3,419	2,041	1,691	△ 24	5,110	2,018	65.2
令和元年度	1,378	141	1,714	△ 52	3,092	89	3.0

注)各欄で四捨五入しているため県税計と合わない場合があります。

注)()内は、令和3年度は特別法人事業譲与税を、令和2年度、令和元年度は地方法人特別譲与税を含む数値です。

5 法人課税業務の集約化について

1 法人課税業務の集約化の概要について

現在、県内8カ所のすべての県税事務所で行っている法人課税業務及び津総合県税事務所で行っている外形標準課税業務について、高度で複雑化する法人課税業務の安定化を図るために、令和5年4月から「四日市県税事務所」、「津総合県税事務所」の2事務所で所管することとし、必要な手続きを進めていきます。

2 法人課税業務の集約化に向けて

(1) 集約によるメリット

毎年のように制度改正が行われ、年々複雑化する法人課税業務の専門性が維持されるとともに、ルーチン業務の効率化による調査業務の強化など、公平・適正な賦課徴収（安定的かつ確実な税収確保）につながります。

県税の公平・適正な賦課徴収は、県民サービスの財政基盤となる県税収入を確保する基本であり、県税収入の約4分の1を占める基幹税の法人課税業務の安定継続的な業務運営は県民サービスの向上につながります。

(2) 被集約事務所の窓口対応等について

四日市県税事務所、津総合県税事務所以外の被集約事務所へ持参いただいた申告書等の受付は引き続き行うこと、申告相談等については、被集約事務所に設置予定の専用電話等により集約事務所の担当と行える体制を整えるなどの対応策を講じます。

なお、法人関係の窓口収納や納税証明書の発行についてはこれまでどおり各県税事務所で行います。

また、法人の申告については電子化が進められており、電子申告や申請・届出、電子納付ができる eLTAX の利用率における電子申告の割合は 80%を超える状況ですが、さらなる利用を促していきます。

(3) 組織等について

四日市県税事務所に「法人調査課（仮称）」を新設し、各事務所等の法人課税業務にかかる定数を四日市と津総合の両事務所に再配置する予定です。

3 スケジュールについて

令和4年 6月 常任委員会説明

9月 改正条例案提出

10月 広報開始

令和5年 4月 改正条例案施行・集約化開始

(案)

令和5年4月から 法人課税業務を 四日市県税事務所・津総合県税事務所に集約します

○県内には8つの県税事務所があり、法人所在地等により各事務所で分担して法人課税業務を行っています。（外形標準課税業務については津総合県税事務所）



○令和5年4月から「四日市県税事務所」及び「津総合県税事務所」の2事務所に法人課税業務を集約します。（外形標準課税業務についても、法人の所在地等により2事務所で行います）

新	旧
法人の主たる事業所の所在地等	令和5年4月からの事務所
桑名市 いなべ市 四日市市 鈴鹿市 亀山市 桑名郡 員弁郡 三重郡	四日市県税事務所 四日市市新正4-21-5 ☎ 059-352-XXXX
津市 松阪市 伊勢市 鳥羽市 志摩市 名張市 伊賀市 尾鷲市 熊野市 多気郡 度会郡 北牟婁郡 南牟婁郡	津総合県税事務所 津市桜橋3-446-34 ☎ 059-223-XXXX

Q & A

Q 令和5年4月以降、法人の申告書はどこに提出すればよいですか。

A 法人関係の申告書等の提出、お問い合わせについては、法人の主たる事業所所在地等に応じて「四日市県税事務所」もしくは「津総合県税事務所」へお願いします。

最寄りの県税事務所に持参いただいた場合は、集約事務所以外でも受付を行います。

詳しい相談等については、各事務所に設置予定の専用電話等により集約事務所の担当者に相談できる体制を整えます。

Q 法人関係の窓口納付、納税証明書の発行も集約事務所へ行く必要がありますか。

A 窓口収納、納税証明書の発行については、県内8カ所のどの県税事務所でも可能です。

6 自動車税種別割の納期内納付率について

1 納期内納付推進の取組について

自動車税種別割は令和4年度当初予算で約272億円を計上し、県税収入の約10.3%を占める重要な財源となっています。また、世帯あたり約1台の自動車を保有していることからも広く県民のみなさんにご負担いただいている税です。その一方で滞納も多く、年間に発生する滞納件数の約96%（令和2年度分 個人県民税を除く）を自動車税種別割が占めており、県はその滞納対策に注力しているところです。

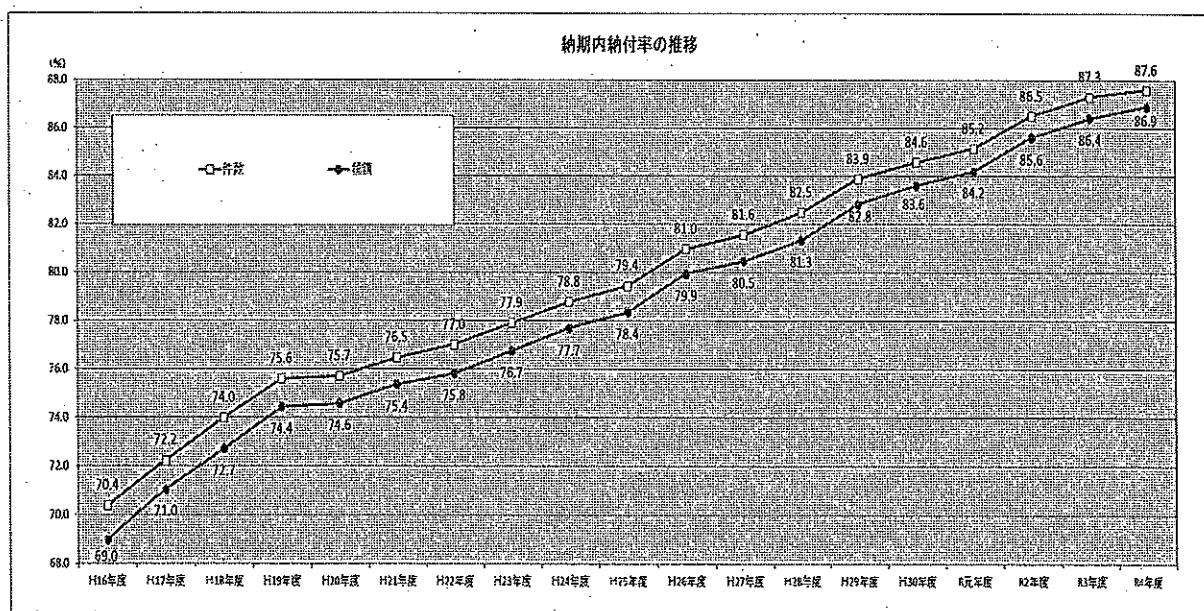
税は、納期限までに自主納付していただくことが原則です。県では、自動車税種別割の納期内納付率の向上に向けたさまざまな取組を行うことで、滞納件数の抑制を図り、税収の確保及び徴税コストの削減に努めています。

【主な取組内容】

- (1) コンビニエンスストアでの納付（平成19年度～）
- (2) インターネットを利用したクレジットカード納付（平成26年度～）
- (3) MMK設置店（スーパー、ドラッグストア等）での納付（平成28年度～）
- (4) スマートフォン決済アプリ「PayB（ペイビー）」及び「モバイルレジ」での納付（令和2年度～）
同「PayPay（ペイペイ）」での納付（令和3年度～）
- (5) 県広報紙及びラジオ広報の活用、県内各地でのポスター掲示等による普及啓発
- (6) 自動車税種別割対策（滞納処分を前提とした滞納整理）の徹底（平成23年度～）

2 令和4年度の納期内納付率について

こうした取組により令和4年度の納期内納付率は、件数ベースで87.6%（前年度87.3%）、税額ベースで86.9%（前年度86.4%）となり、18年連続で上昇しています。納期内納付推進の取組を開始した平成16年度と比較すると件数ベースで17.2ポイント、税額ベースで17.9ポイントと大きく上昇しています。



3 収納方法別納期内納付率について

(1) コンビニエンスストアでの納付

納期内納付された割合は、件数ベースで 39.7%（前年度 38.0%）、税額ベースで 41.1%（前年度 39.2%）となりました。導入当時は 2 割弱であったものが現在では 4 割程度となっており、納税者への定着がうかがえます。

(2) インターネットを利用したクレジットカード納付

納期内納付された割合は、件数ベースで 3.9%（前年度 4.4%）、税額ベースで 4.3%（前年度 4.9%）となりました。

(3) MMK設置店（スーパー、ドラッグストア等）での納付

納期内納付された割合は、件数ベースで 1.2%（前年度 1.1%）、税額ベースで 1.3%（前年度 1.2%）となりました。

(4) スマートフォン決済アプリ「PayB（ペイビー）」、「モバイルレジ」及び「PayPay（ペイペイ）」での納付

納期内納付された割合は件数ベースで 5.5%（前年度 5.4%）、税額ベースで 5.7%（前年度 5.6%）となりました。

(5) 自動車税種別割対策（滞納処分を前提とした滞納整理）の徹底

資力があるにも関わらず納付いただけなかった滞納者に対しては、滞納処分を前提とした滞納整理の徹底を図っており、令和 3 年度自動車税種別割の現年度徴収率は 99.89%（前年度 99.79%）、現年度、繰越の合計徴収率は 99.63%（前年度 99.49%）となりました。

4 今後の取組について

コンビニエンスストアでの納付が定着し、納期内納付率も年々上昇しているため、インターネットを利用したクレジットカード納付やスマートフォン決済アプリ等の納付手段について引き続き周知し、納税環境の整備を進めます。併せて、滞納整理を強化することで、更なる納期内納付率の向上に努めています。

なお、納期内に納付いただけなかった滞納者に対しては、納期内に納付いただいた方との公平を保つため、6 月 28 日に督促状を発付し、財産調査及び滞納処分を進めます。

(参考) 自動車税種別割納期内納付分 収納方法別内訳

○件数ベース

(単位: 件、 %)

内訳	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
コンビニ	246,062	37.5	249,861	38.0	261,574	39.7
クレジット	27,749	4.2	29,028	4.4	25,517	3.9
MMK	7,893	1.2	7,522	1.1	8,137	1.2
スマホアプリ	4,815	0.8	35,599	5.4	36,168	5.5
その他	369,015	56.3	336,987	51.1	327,291	49.7
計	655,534	100.0	658,997	100.0	658,687	100.0

○税額ベース

(単位: 千円、 %)

内訳	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比
コンビニ	9,215,723	39.4	9,153,931	39.2	9,673,226	41.1
クレジット	1,098,601	4.7	1,136,520	4.9	1,003,015	4.3
MMK	290,146	1.2	274,203	1.2	300,222	1.3
スマホアプリ	179,088	0.8	1,320,100	5.6	1,349,349	5.7
その他	12,612,256	53.9	11,493,020	49.1	11,226,495	47.6
計	23,395,814	100.0	23,377,774	100.0	23,552,307	100.0

※その他：金融機関・県税事務所窓口、口座振替、MPN（ペイジー）納付

7 審議会等の審議状況について

(令和4年2月17日～令和4年6月2日)

(1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会
2 開催年月日	令和4年3月28日
3 委員	会長 澤田 博 委員 奥原 貴士 ほか2名
4 諒問事項	<ul style="list-style-type: none">・変更認定申請に係る諒問 (答申1件) (公財) 四日市市文化まちづくり財団・変更認可申請に係る諒問 (答申1件) (一社) 三重県鍼灸師会
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none">・変更認定申請があった法人は、認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。・変更認可申請があった法人は、認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。
6 備考	

注) (公財) : 公益財団法人、(一社) : 一般社団法人、

(2) 三重県行政不服審査会

1 審議会等の名称	三重県行政不服審査会
2 開催年月日	令和4年2月22日、3月11日、4月12日、 5月17日
3 委 員	会長 中西 正洋 委員 岩崎 恭彦 ほか4名
4 諒問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税種別割の賦課決定処分に係る審査請求事件 1件 ・不動産差押処分に係る審査請求事件 1件 ・生活保護変更決定処分に係る審査請求事件 6件 ・生活保護再支給申請にかかる決定処分に係る審査請求事件 1件 ・生活保護法第63条の規定に基づく保護費返還金決定処分に係る審査請求事件 1件 ・生活保護開始決定処分に係る審査請求事件 1件
5 調査審議結果	審査請求11事件について調査審議を行い、8件の答申の決定がありました。
6 備 考	

(3) 三重県公文書等管理審査会

1 審議会等の名称	三重県公文書等管理審査会
2 開催年月日	令和4年3月4日
3 委員	委員長 原田 大樹 委員 岩崎 奈緒子 ほか3名
4 諒問事項等	令和3年度の廃棄予定の公文書ファイル等について
5 調査審議結果	諒問事項等について調査審議を行いました。
6 備考	